

長崎県成長産業ネクストステージ投資促進補助金

募集要項

- 応募受付期間（必着） 令和2年10月7日（水）～
（生産性向上タイプ） 令和2年11月 6日（金）
（県内調達拡大タイプ） 令和2年11月20日（金）

- 応募書類の提出先 長崎県産業労働部 企業振興課
地場企業支援班
〒850-8570 長崎市尾上町3-1
TEL 095(895)2634 / FAX 095(895)2544

- 応募書類の提出方法 郵送

- 事前相談 申請書作成等にあたっての事前相談は、新型コロナウイルス感染症対策のため、原則として電話又はメールでお願いします。

TEL 095(895)2634

メール s05163@pref.nagasaki.lg.jp

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、

ご利用ください。（長崎県 産業労働部 企業振興課ホームページ）

<http://www.pref.nagasaki.jp/section/kigyou-shinko/index.html>

長崎県産業労働部 企業振興課

1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響によるサプライチェーンの見直しや新たな需要の獲得に向けて、製造業又は機械設計業を営む県内企業が実施する取組を支援し、県内経済や雇用を下支えするとともに今後の成長産業の礎の強化を図ります。

2. 補助対象事業及び補助対象者

補助対象事業	補助対象者
(1) 生産性の向上に関する事業（生産性向上タイプ）	中小企業
(2) 県内調達の拡大に関する事業（県内調達拡大タイプ）	中小企業及び大企業

※中小企業・・・中小企業基本法第2条第1項に定める会社

※大企業・・・中小企業基本法第2条第1項の規定により国の施策の対象とされる中小企業者以外の会社

補助対象者の要件は、次の①～③を全て満たすことです。

- ① 製造業又は機械設計業を営み、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- ② 県内に本店若しくは主たる事業所又はこれらを新たに設置する計画を有し、県内で補助対象事業を実施すること。
- ③ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。

3. 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症の影響への対応や回復に向けて実施する事業に直接必要な経費が補助対象経費です。

具体的な経費の内容は3ページの「補助対象経費一覧」をご参照ください。

※ 補助対象経費については、原則として交付決定日から令和3年2月28日までに、発注、納入、検収、支払等の手続を完了する必要があります。

※ 事業内容の必要性・緊急性に鑑み、交付決定日以前に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。（詳細は「5. 事業実施期間」参照）

(2) 補助対象分野

補助の対象となるのは、下記の6分野における事業です。

- | | |
|------------|----------------|
| ①造船・プラント関連 | ②航空機関連 |
| ③半導体関連 | ④ロボット（産業用機械）関連 |
| ⑤IoT関連 | ⑥医療関連 |

(3) 事業計画の要件

補助対象事業ごとに、以下の要件を満たす計画を作成し、所定の様式により県に提出してください。

(1) 生産性向上タイプ

- ①補助事業完了までの期間中の雇用を維持する計画
- ②補助事業完了後、5年間で付加価値額（決算に基づき算定した営業利益、人件費及び減価償却費の合計金額）が20%以上増加する計画

(2) 県内調達拡大タイプ

- ①補助事業完了までの期間中の雇用を維持する計画
- ②補助事業完了後、2年間で補助金額の20%（大企業は30%）に相当する額を県内企業から新たに調達し、その後も同額以上の調達を継続する計画
- ③県内企業との取引に関する県及び公益財団法人長崎県産業振興財団の支援制度を利用する計画

※「県内調達拡大タイプ」のうち、②の要件を満たすことが困難な場合で、本県の産業集積に特に資する取組であると認められるものについては、②及び③の要件を適用しないことができます。この特例の適用を希望する場合は、補助事業計画書にその内容を詳細に記載してください。

なお、審査の結果、要件に該当しないと判断された場合は、特例が適用されない場合があります。

【 補助対象経費一覧 】

補助対象経費は、事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限ります。

補助事業	対象経費	
	経費区分	内容
(1)生産性向上タイプ	①研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> ○研究開発に直接従事する者の研究開発業務時間に対応する人件費 ○新製品の試作・開発のための原材料の購入に要する経費 ○製品の試作加工・分析・検査等に要する経費 ○調査研究活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 <p>※対象経費の2分の1を超えて外注（請負、委託等）するものは、補助対象としない。</p>
	②設備投資費	<ul style="list-style-type: none"> ○備品・機械装置・工具・器具等の購入・製作・改修・借用に要する経費（搬入・設置に要する経費を含む） ○ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・改修・借用に要する経費
	③生産効率化経費	<ul style="list-style-type: none"> ○生産ラインの変更・改修等に要する経費 ○備品・機械装置・工具・器具等の改造・機能向上に要する経費 ○施設の小規模改修に要する経費 ○専門家のコンサルタント料及び招聘に要する旅費 ○長期研修を受講する者の研修時間に対応する人件費 ○外部研修の受講に要する経費（受講料、旅費、滞在費） ○社内研修等の講師等に対する謝金、旅費
	④販路開拓費	<ul style="list-style-type: none"> ○営業スタッフの県外への営業活動に要する旅費 ○展示会・商談会出展等に要する経費 ○製品の広告・宣伝に要する経費 ○営業スタッフの新型コロナウイルス感染症の検査経費 <p>※「①研究開発費」、「②設備投資費」、「③生産効率化経費」のいずれかと併せて実施するもの限り補助対象とし、全体事業費の4分の1を上限とする。</p> <p>※対象経費の2分の1を超えて外注（請負、委託等）するものは、補助対象としない。</p>
(2)県内調達拡大タイプ	①設備投資費	<ul style="list-style-type: none"> ○建物取得に要する経費（地方税法第341条に規定する固定資産のうち、当該事業の用に供するものの取得価格の合計額）及び附帯工事等に要する経費 ○備品・機械装置・工具・器具等の購入・製作・改修・借用に要する経費（搬入・設置に要する経費を含む） ○ソフトウェア・情報システム等の購入・構築・改修・借用に要する経費

○経費の支払について

支払の事実を確認するため、実績報告時に見積書、契約書（注文書及び請書）、納品書、請求書、銀行振込控、領収書等の証拠書類の写しを提出する必要があります。

支払方法は、金融機関からの振込を原則とし、領収書等により確認ができる場合は、現金払も可とします。

○留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

- ・ 補助事業期間中の販売を目的とした製品等の生産に係る原材料費
- ・ 対象経費に関して、国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の交付を受けているもの
- ・ 事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・ 電話代、インターネット利用料金等の通信費
- ・ 商品券等の金券、収入印紙等
- ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- ・ 土地の取得経費、自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）、キャンセルに係る取引手数料等
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 各種保険料
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
- ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等の事務局に提出する書類作成・送付に係る費用
- ・ 補助対象事業に直接関係のない経費
- ・ 領収書等の必要な経理書類を用意できないもの
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

4. 補助率及び補助額

補助事業	補助率	補助金額
(1) 生産性向上タイプ	3分の2以内 (IoT等のデジタル化技術を活用した先進的な生産性向上等の取組は4分の3以内)	上限：600万円 下限：150万円
(2) 県内調達拡大タイプ	3分の2以内 (大企業は2分の1以内)	上限：1億円（特定分野は3億円） （特定分野：航空機、ロボット、IoT、医療関連分野） 下限：1千万円（大企業は5千万円）

※「IoT等のデジタル化技術を活用した先進的な生産性向上等の取組」による補助率の特例は、情報のデジタルデータ化、設備稼働状況の可視化による稼働率の向上、従業員のデジタルスキル向上のための研修など様々な取組が対象となります。この特例の適用を希望する場合は、補助事業計画書にこの要件に該当する取組内容を具体的に記載してください。なお、審査の結果、要件に該当しないと判断された場合は、特例が適用されない場合があります。

5. 事業実施期間

原則として、交付決定日後から令和3年2月28日までとします。

(1) 事前着手の特例

補助対象事業は、原則として交付決定日以降に着手しなければなりません。事業の必要性や緊急性の観点からやむをえない場合には、交付申請書と併せて事前着手届出書を提出することで、令和2年7月17日以降発生した経費についても補助対象経費とすることができます。

また、「県内調達拡大タイプ」のうち、国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」に申請したものについては、国の承認を得た事前着手日から交付決定の前までに発生した経費についても補助対象として認める場合があります。ただし、国補助金の採択を受けた場合は補助対象となりません。

(2) 事業完了期限の特例

事業内容や投資規模など、やむを得ず令和3年2月28日までに事業を完了することができないことが明らかである場合には、事業完了期限を令和3年12月末までとする申請も認める場合があります。

6. 申請手続き等

(1) 交付申請書類提出先（郵送）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業労働部 企業振興課 地場企業支援班

※ 同一事業者が「生産性向上タイプ」と「県内調達拡大タイプ」の両方に申請することができますが、補助対象が重複する申請はできません。申請は各1件までです。

(2) 事前相談

交付申請書作成等についての事前相談を希望される場合は、原則として電話又はメールでのご相談をお願いします。

多数の申請が予想されますので、電話での事前相談については、1回あたり30

分程度を限度とさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、窓口への相談来訪はご遠慮いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】

長崎県産業労働部 企業振興課 地場企業支援班（担当：石川、北島）

TEL：095（895）2634

メール：s05163@pref.nagasaki.lg.jp

（3）申請受付期限

（1）生産性向上タイプ 令和2年11月 6日（金）17時必着

（2）県内調達拡大タイプ 令和2年11月20日（金）17時必着

（4）提出書類

① 補助金交付申請書（様式第1号）

② 補助事業計画書（様式第2号の1又は様式第2号の2）

③ 県税に未納がないことを証明する納税証明書

④ 法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことを証明する納税証明書

⑤ 営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（直近決算期）

⑥ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

⑦ 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第3号）

※ ③及び④の納税証明書については、「新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類」（「徴収猶予許可通知書」など）に替えることができます。

※ ⑤の営業報告書又は事業報告書は、作成したものがなければ、事業内容等がわかる会社案内パンフレット等でも可です。

※ 以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

（5）提出部数 1部

※ 書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所でクリップ止めしてください。（ホッチキス止めは不可）

※ 提出書類に不備等がある場合は審査の対象となりませんので、すべての項目にもれなくご記入ください。

※ ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

（6）審査方法

提出書類について、審査委員会の意見を聞いたうえで、予算の範囲内で採否を決定します。審査の経過は公表いたしません。

審査結果は、文書にて通知します。

7. 公募のスケジュール

令和2年10月 7日（水）	公募開始
令和2年11月 6日（金）	(1)生産性向上タイプ受付締切
令和2年11月20日（金）	(2)県内調達拡大タイプ受付締切
令和2年12月中旬	採択審査
令和2年12月下旬	採択先決定、交付決定

8. 公表

採択された企業については、会社名及び事業計画のテーマを県ホームページ等で公表する場合があります。

9. その他

(1) 実績報告

事業の完了した日から30日を経過した日又は事業の完了した日の属する年度の3月8日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

(2) 事業成果等の確認

採択後5年間の事業成果等の調査を行います。

事業成果等に関する県の調査に応じていただくことが採択の条件となりますので、あらかじめご承知おきください。

(3) 県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 財産の管理等

補助事業により取得した施設、設備、その他の財産については、補助事業が完了した後も、管理台帳を備えて管理しなければなりません。

また、法定耐用年数等に定められている期間は、他用途への転用、貸付、譲渡などの財産の処分に制限があります。この期間内に財産を処分する場合は、補助金の全部又は一部を県に返納する必要があることがあります。

【お問い合わせ先】

長崎県産業労働部 企業振興課 地場企業支援班（担当：石川、北島）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL 095(895)2634、FAX 095(895)2544

Email s05163@pref.nagasaki.lg.jp